

周易正義訓讀 — 同人卦・大有卦 —

野間 文史

周易正義訓讀 一同人卦・大有卦一（野間）

凡例

一 本稿は、唐・孔穎達奉勅撰『周易正義』の訓詁訳である。

二 底本は、嘉慶二十年（一八一五）江西南昌府学開雕の「阮刻十三經注疏本」を基本に、主として以下の諸本と対校して作成した筆者の「校定本」を用いる。その根拠となる「校勘記」は、後に併せて掲載した。

◎單疏本『周易正義』（宋刊遞修 北京図書館藏 北京人文科学研究所影傅氏宋本・易經集成本・中華再造善本 「單疏本」と略称。）

◎八行本『周易注疏』（宋孝宗頃両浙東路茶鹽司刊 足利学校藏 汲古書院影印本 「足利八行本」と略称。）

◎廣島大學所藏舊鈔本『周易正義』（「広大本」と略称。）

三 上記諸本以外について、また阮元校勘記以後の校勘記については、拙論「廣島大學藏舊鈔本『周易正義』放附校勘記」（『廣島大學文學部紀要』第53巻特輯号1 一九九五年 後『五經正義の研究』所収）を参考されたい。

四 本稿の本文は校定した經・伝・注（王弼注〔〕内）・疏文とその校勘記、訓読文の順である。

離下 同人于野。亨。利涉大川。利君子貞。
䷙ 乾上

「疏」正義曰、「同人」謂和同於人。「于野。亨」者、野是廣遠之處、借其野名、喻其廣遠。言和同於人、必須寬廣、无所不同、用心无私、處非近狹、遠至于野、乃得亨通、故云「同人于野。亨」。與人同心、足以涉難、故曰「利涉大川」也。與人和同、義涉邪僻、故「利君子貞」也。此「利涉大川」、假物象以明人事。

「乃得亨通」 ◎阮刻本は「通」字を「進」字に誤刻する。

人に同じうするに野に手いてす。亨る。大川を渉るに利あり。君子の貞に利あり。

人に同じうするに野に手いてす。亨る。大川を渉るに利あり。君子の貞に利あり。

「疏」正義に曰はく、「人に同じうす」とは人に和同するを謂ふ。「野に于いてす。亨る」とは、「野」は是れ廣遠の處、其の野名を借りて、其の廣遠に喻ふ。言ふところは人に和同するには、必須^{かなら}ず寬廣にして、同じくせざる所無く、心を用ふること私無く、處すること近狹に非ず、遠く至ること野に于いてして、乃^{はじめ}て亨通するを得べし、

故に「人に同じうするに野に于いてす。亨る」と云ふ。

人と心を同じくすれば、以て難を渉るに足る、故に「大川を渉るに利あり」と曰ふなり。人と和同すれば、義邪僻を渉る、故に「君子の貞に利ある」なり。此の「大川を渉るに利あり」とは、物象を假りて以て人事を明らかにする。

彖曰、同人、柔得位得中、而應乎乾、曰「同人」。

〔二爲同人之主。〕

「疏」正義曰、此釋所以能同於人之義。「柔得位得中」者、謂六二也。上應九五、是「應於乾」也。

彖曰曰はく、「同人」は、柔位を得、中を得て、乾に應ずるを、「同人」と曰ふ。

〔二〈同人〉の主と爲る。〕

「疏」正義に曰はく、此れ能く人に同じくする所以の義を釋す。「柔位を得、中を得」とは、六二を謂ふなり。上九五に應ずるは、是れ「乾に應ず」るなり。

同人曰、「同人于野。亨。利涉大川」、乾行也。

〔所以乃能「同人于野。亨。利涉大川」、非二之所能也、是乾之所

行、故特曰「同人曰」。」

〔疏〕「同人曰」至「乾行也」。

○正義曰、釋「同人于野。亨。利涉大川」之義。所以能如此者、由乾之所行也。言乾能行此德、非六二之所能也、故特云「同人曰」、乃云「同人于野、亨」、與諸卦別也。

○注「故特曰同人曰」。

○正義曰、「故特曰同人曰」者、諸卦之彖辭、發首即疊卦名、以釋其義。則以例言之、此發首應云「同人于野。亨」、今此「同人于野亨」之上、別云「同人曰」者、是其義有異。此同人卦名、以六二爲主、故同人卦名繫屬六二、故稱「同人曰」、猶言「同人卦曰」也。「同人于野、亨、利涉大川」、雖是同人卦下之辭、不關六二之義、故更疊「同人于野亨」之文、乃是乾之所行也。

「諸卦之彖辭」 ○諸本「諸」字を「謂」字に誤る。廣大本・嘉業堂本が

「諸」字に作るのに従う。

「爲主別云同人曰者」 阮校 閩·監·毛本「主」作「之」。錢本·宋本作「今此同人于野亨之上別云同人曰者」、無「爲主」二字。○單疏本·廣大本·足利八行本も錢本に同じ。これが正しい。

同人に曰はく、「人に同じうするに野に于いてす。亨る。大川を渉るに利あり」とは、乾の行なり。

「乃ち能く「人に同じうするに野に于いてす。亨る。大川を渉るに利ある」所以は、二の能くする所に非ず、是れ（乾）の行ふ所なり、故に特に「同人に曰はく」と曰ふ。」

「疏」「同人曰」より「乾行也」に至るまで。

○正義に曰はく、「人に同じうするに野に于いてす。亨る。大川を渉るに利あり」の義を釋す。能く此の如くする所以は、（乾）の行ふ所

に由るなり。言ふこころは〈乾〉能く此の徳を行ふにて、六二の能くする所に非ざるなり、故に特に「同人曰」と云ひ、乃ち「同人于野。亨」と云ひ、諸卦とは別なり。

○注の「故特曰同人曰」。

○正義に曰はく、「故に特に同人に曰はくと曰ふ」とは、諸卦の〈彖〉辭は、發首に即ち卦名を疊ねて、以て其の義を釋す。さすれば則ち例を以て之れを言へば、此の發首に應に「同人于野。亨」と云ふべきも、今此に「同人于野。亨」の上に別に「同人曰」と云ふは、是れ其の義に異なり有ればなり。此の〈同人〉の卦名は、六二を以て主と爲す、故に〈同人〉の卦名は六二に繫屬す。故に「同人曰」と稱するは、猶ほ「同人卦曰」と言ふがごときなり。

「人に同じうするに野に于いてす。亨る。大川を涉るに利あり」とは、是れ〈同人〉卦下の辭なりと雖も、六二の義に關はらず、故に更に「同人于野。亨」の文を疊ぬるは、乃ち是れ〈乾〉の行ふ所なればなり。

文明以健、中正而應、君子正也。

〔行健不以武、而以文明用之、相應不以邪、而以中正應之、君子正也。故曰「利君子貞」。〕

〔疏〕正義曰、此釋「君子貞」也。此以二象明之、故云「文明以健」。

〔中正而應、謂六二・九五皆居中得正、而又相應、是君子之正道也、故云「君子正」也。若以威武而爲健、邪僻而相應、則非君子之正也。〕

文明にして以て健、中正にして應するは、君子の正なり。

〔健を行ふに武を以てせずして、文明を以て之れを用ひ、相應するに邪を以てせずして、中正を以て之れに應するは、君子の正なり。故に「君子の貞」と曰ふなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、此れ「君子の貞」を釋するなり。此れ二の象を以て之れを明らかにす、故に「文明にして以て健」と云ふ。「中正にして應ず」とは、六二・九五皆な中に居りて正を得、而して又た相應するは、是れ君子の正道を謂ふ、故に「君子の正」と云ふなり。若し威武を以てして健と爲し、邪僻にして相應すれば、則ち君子の正に非ざるなり。

唯君子爲能通天下之志。

〔君子以文明爲德。〕

〔疏〕「唯君子爲能通天下之志」。

○正義曰、此更贊明君子貞正之義。唯君子之人於「同人」之時、能以正道通達天下之志、故「利君子之貞」。

○注「君子以文明爲德」。

○正義曰、若非君子、則用威武。今卦之下體爲離、故彖云「文明」、又云「唯君子能通天下之志」、是君子用文明爲德也。謂文理通明也。

唯だ君子のみ能く天下の志を通ずることを爲す。

〔君子は文明を以て徳と爲す。〕

〔疏〕「唯君子爲能通天下之志」。

○正義に曰はく、此れ更に君子貞正の義を贊明す。唯だ君子の人のみ「同人」の時に於いて、能く正道を以て天下の志を通達す、故に「君子の貞に利ある」なり。

○注の「君子以文明爲德」。

○正義に曰はく、若し君子に非ざんば、則ち威武を用ふ。今卦の下體を「離」と爲す、故に〈彖〉に「文明」と云ひ、又た「唯だ君子のみ能く天下の志を通ず」と云ふは、是れ「君子は文明を用ひて徳と爲す」なり。文理 通明するを謂ふ。

象曰、天與火、同人。

〔天體在上、而火炎上、同人之義也。〕

〔疏〕正義曰、天體在上、火又炎上、取其性同、故云「天與火、同人」。

象に曰はく、天と火とは、同人なり。

〔天體 上に在りて、火 炎上するは、〈同人〉の義なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、天體 上に在りて、火 又炎上するは、其の性同じきに取る、故に「天と火とは、同人」と云ふ。

初九、人に同じうするに門に于いてす。咎无し。

〔居同人之始、爲同人之首者也。无應於上、心无係吝、通夫大同、出門皆同、故曰「同人于門」也。出門同人、誰與爲咎。〕

〔疏〕正義曰、「同人于門」者、居同人之首、无應于上、心无繫吝、含弘光大、和同於人、在於門外、出門皆同、故云「无咎」也。

初九、同人于門。无咎。

君子 類を以て族まり物を辨ず。(*「以て族を類す」が本来の意味)「君子・小人、各^{おの}の同じくする所を得。」
〔疏〕正義に曰はく、「族」は聚なり。言ふこころは君子 此の「同人」に法りて、類を以て聚まるなり。「物を辨ず」とは事物を分辨し、各^{おの}其の黨を同じくし、自ら相同じて、間雜〔異物をまじえる〕せざらしむるを謂ふなり。

君子以類族辨物。

〔君子小人、各得所同。〕

〔疏〕正義曰、族、聚也。言君子法此同人、以類而聚也。「辨物」謂分辯事物、各同其黨、使自相同、不間雜也。

〔辨物〕謂分

象曰、出門同人、又誰咎也。

〔疏〕正義曰、「又誰咎」者、釋「出門同人、无咎」之義。言既心无係
吝、出門逢人皆同、則誰與爲過咎。

象に曰はく、門を出でて人に同じうす、又た誰か咎めん。

〔疏〕正義に曰はく、「又た誰か咎めん」とは「人に同じうするに門
に于いてす。咎無し」の義を釋す。言ふこころは既に心に係吝無く、
門を出でて人に逢ひて皆な同じうすれば、則ち誰か與に過咎を爲さ
ん。

六二、同人于宗、吝。

〔應在乎五、唯同於主、過主則否。用心偏狹、鄙吝之道。〕

〔疏〕正義曰、係應在五、而和同于人在於宗族、不能弘闊、是鄙吝之
道。故象云「吝道」也。

〔用心偏狹〕 阮校 十行本「偏」字左旁缺。閩監・毛本如此。岳本作「褊」、
釋文出「褊狹」。◎足利八行本は「褊」字を作る。「偏」字に従う。

六二、人に同じうするに宗に于いてす。吝なり。

〔應は五に在りて、唯だ主に同じうするのみにて、主を過ぐれば
則ち否せす。心を用ふること偏狹なるは、鄙吝の道なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、係應は五に在りて、人に和同するは宗族に在り、
弘闊する能はざるは、是れ鄙吝の道なり。故に（象）に「吝道」と
云ふなり。

象曰、「同人于宗」、吝道也。

象に曰はく、「人に同じうするに宗に于いてす」るは、吝の道なり。

九三、伏戎于莽、升其高陵、三歲不興。

〔居同人之際、履下卦之極、不能包弘上下、通夫大同。物黨相分、
欲乖其道、貪於所比、據上之應。其敵剛健、非力所當、故「伏
戎于莽」、不敢顯亢也。「升其高陵」、望不敢進、量斯勢也、三
歲不能興者也。三歲不能興、則五道亦以成矣、安所行焉。〕

〔疏〕「九三伏戎于莽」至「三歲不興」。

○正義曰、「伏戎于莽」者、九三處下卦之極、不能包弘上下、通夫大
同、欲下據六二、上與九五相爭也。但九五剛健、九三力不能敵、故
伏潛兵戎于草莽之中、「升其高陵、三歲不興」者、唯升高陵以望前敵、
量斯勢也。縱令更經三歲、亦不能興起也。

○注「不能包弘上下」至「安所行焉」。

○正義曰、「不能包弘上下、通夫大同」者、初九出門皆同、无所係著、
是包弘上下、通夫大同。今九三欲下據六二、奪上之應、是不能包弘
也。「物黨相分」者、謂同人之時、物各有黨類而相分別也。二則與五
相親、與二相分別也。「欲乖其道、貪于所比、據上之應」者、言此九
三欲乖其同人之道、不以類相從、不知二之從五、直以苟貪、與二之
比近而欲取之、據上九五之應也。

九三、戎を莽に伏し、其の高陵に升り、三歳まで興さず。

〔同人〕の際に居り、下卦の極を履み、上下を包弘する能はずして、夫の大同に通ず。物の黨して相分かれ、其の道に乖き、比する所に貪り、上の應に據らんと欲す。其の剛健に敵するは、力の當たる所に非ず、故に「戎を莽に伏し」、敢へて顯には亢たらざるなり。「其の高陵に升り」、望みて敢へて進まず、斯の勢を量り、三歳興す能はざる者なり。三歳興す能はずんば、

則ち五道も亦た以て成り、安んぞ行ふ所あらんや。」

〔疏〕「九三伏戎于莽」より「三歳不興」に至るまで。

○正義に曰はく、「戎を莽に伏す」とは、九三下卦の極に處り、上下を包弘する能はずして、夫の大同に通じ、下六二に據り、上九五と相争はんと欲するなり。但だ九五は剛健、九三は力敵する能はず、故に兵戎を草莽の中に伏潛し、「其の高陵に升り、三歳まで興さざる」は、唯だ高陵に升りて以て前敵を望み、斯の勢を量るのみなり。縱令ひ更に三歳を経るも、亦た興起する能はざるなり。

○注「不能包弘上下」より「安所行焉」に至るまで。

○正義に曰はく、「上下を包弘する能はずして、夫の大同に通ず」とは、初九門を出でて皆に同じくし、係著する所无きは、是れ上下を包弘し、夫の大同に通ず。今九三下六一に據り、上の應を奪はんと欲するは、是れ包弘する能はざるなり。

「物の黨して相分かる」とは、人に同じうする時、物に各の黨類有りて相分別するを謂ふなり。一は則ち五と相親しみ、三と相分別するなり。

「其の道に乖き、比する所に貪り、上の應に據らんと欲す」とは、言ふこころは此の九三其の〈同人〉の道に乖き、類を以て相從はざ

らんと欲し、一の五に従ふを知らず、直だ以て苟しくも貪らんとし、二と之れ比近して、之れを取りて、上の九五の應に據らんと欲す。

象曰、「伏戎于莽」、敵剛也。「三歳不興」、安行也。

〔安、辭也。〕

〔疏〕正義曰、「伏戎于莽敵剛」者、釋「伏戎于莽」之義。以其當敵九

五之剛、不敢顯亢、故「伏戎于莽」。「三歳不興、安行」者、釋「三歲不興」之義。雖經三歳、猶不能興起也。「安」語辭也。猶言何也。

既「三歳不興」、五道亦已成矣、何可行也。故云「安行」也。此假外物以明人事。

〔以其當「九五之剛」〕

〔院校〕

闕本同。監・毛本无缺非。錢本・宋本「當」下是「敵」字。○單疏本・廣大本・足利八行本も「敵」字に作る。これが正しい。

象に曰はく、「戎を莽に伏す」るは、敵剛なればなり。「三歳まで興さず」、安んぞ行かん。

〔安〕は辭なり。」

〔疏〕正義に曰はく、「戎を莽に伏するは、敵剛なればなり」とは、「戎を莽に伏す」の義を釋す。其の當に九五の剛に敵すべきを以て、敢へて顯には亢たらず、故に「戎を莽に伏す」。

「三歳まで興さず、安んぞ行かん」とは、「三歳まで興さず」の義を釋す。三歳を経たりと雖も、猶ほ興起する能はざるなり。「安」は語辭なり。猶ほ「何」と言ふがごとし。既に「三歳まで興さず」、

五道も亦た已に成れるに、何ぞ行ふべかんや。故に「安^{いづ}んぞ行かん」と云ふなり。此れ外物を假りて以て人事を明らかにする。

九四、乘其墉、弗克攻、吉。

〔處上攻下、力能乘墉者也。履非其位、以與人爭。二自五應、三非犯己、攻三求二、尤而效之、違義傷理、无所不與、故雖乘墉而不克也。不克則反、反則得吉也。不克乃反、其所以得吉、「困而反則」者也。〕

〔疏〕正義曰、「乘其墉」者、履非其位、與人鬭爭、與三爭二、欲攻於三。既是上體、力能顯亢、故乘上高墉、欲攻三也。「弗克攻、吉」者、三欲求二、其事已非。四又效之、以求其二、違義傷理、无所不與。雖復乘墉、不能攻三也。「吉」者、既不能攻三、能反自思愆、以從法則、故得吉也。此爻亦假物象也。

〔以與人爭二自五應〕 阮校 岳本・閩・監・毛本同。集解作「與三爭二二自應五」。

〔欲功於三〕 阮校 「補」案「功」當作「攻」。形近之譌。毛本正作「攻」。

◎單疏本・廣大本・足利八行本も「攻」字を作る。

九四、其の墉^{かき}に乗るも、攻むる克^{あた}はず。吉なり。

〔上に處りて下を攻むるは、力能く墉に乗る者なり。其の位に非ざるを履み、以て人と爭ふ。二は自ら五の應、三は己れを犯すに非ざるに、三を攻め二を求めるに、尤めて之れに效ひ、義に違ひ理を傷つけ、與ざざる所无し、故に墉に乗ると雖も克たざるなたざる」の義を釋す。墉に乗り三を攻めて克つ能はざる所以は、其

り。克たずんば^の則に反り、則に反らば吉を得るなり。克たずして乃ち反り、其の吉を得る所以は、「困んで則に反る」者なり。〔疏〕正義に曰はく、「其の墉に乗る」とは、其の位に非ざるを履み、人と鬭争し、三と二を争ひ、三を攻めんと欲す。既に是れ上體は、力能く顯に亢たる、故に高墉に乗上し、三を攻めんと欲するなり。

「攻むる克^{あた}はず。吉なり」とは、三の二を求めんと欲するは、其の事已に非なり。四是又た之れに效ひ、以て其の二を求め、義に違ひ理を傷つけ、與ざざる所无し。墉に乗ると雖復も、三を攻むる能はざるなり。「吉」とは、既に三を攻むる能はざるも、能く反りて自ら愆を思ひ、以て法則に従ふ、故に「吉」を得るなり。此の爻も亦た物象を假るなり。

象曰、「乘其墉」、義弗克也。其「吉」則困而反則也。

〔疏〕正義曰、「乘其墉義弗克也」者、釋不克之義。所以乘墉攻三不能克者、以其違義、衆所不從、故云「義不克」也。「其吉則困而反則」者、釋「其吉」之義。所以得「其吉」者、九四則以不克、困苦而反歸其法則、故得吉也。

象に曰はく、「其の墉に乗る」も、義克たざるなり。其の「吉」なたざるは、則ち困んで則に反ればなり。

〔疏〕正義に曰はく、「其の墉に乗るも、義克たざるなり」とは、「克たざる」の義を釋す。墉に乗り三を攻めて克つ能はざる所以は、其

の義に違ひ、衆の従はざる所なるを以て、故に「義克たず」と云ふなり。「其の吉なるは、則ち困んで則に反ればなり」とは、「其の吉」の義を釋す。「其の吉」を得る所以は、九四は則ち克たざるを以て、困苦して其の法則に反歸す、故に「吉」を得るなり。

九五、同人先號咷、而後笑。大師克相遇。

〔彖曰〕「柔得位得中、而應乎乾、曰同人」。然則體柔居中、衆之所與。執剛用直、无所未從、故近隔乎二剛、未獲厥志、是以「先號咷」也。居中處尊、戰必克勝、故「後笑」也。不能使物自歸而用其強直、故必須大師克之、然後相遇也。」

〔疏〕正義曰、「同人先號咷」者、五與二應、用其剛直、衆所未從、故九五共二、欲相和同、九三・九四與之競也。五未得二、故志未和同於二、故「先號咷」也。「而後笑」者、處得尊位、戰必克勝、故「後笑」也。「大師克相遇」者、不能使物自歸己、用其剛直、必以大師與三、四戰克、乃得與二相遇。此爻假物象以明人事。

九五、人に同じうするに先づ號び咷ひ、而る後に笑ふ。大師克ちて相遇ぶ。

〔彖〕に曰はく、「柔位を得 中を得て 〔乾〕に應ずるを、〔同人〕と曰ふ」と。然らば則ち柔を體して中に居り、衆の與する所、剛を執り直を用ひ、未だ従はざる所无し、故に近く二剛を隔て、未だ厥の志を獲ず、「三」を以て「先づ號び咷ふ」なり。中に居り尊に處り、戦はば必ず克勝す、故に「後に笑ふ」なり。物をし

て自ら歸りて其の強直を用ひしむる能はず、故に必須ず大師之れに克ちて、然る後に相遇ぶべきなり。」
〔疏〕正義に曰はく、「人に同じうするに先づ號び咷ふ」とは、五と二と應じ、其の剛直を用ひ、衆の未だ従はざる所なり。故に九五二を共にし、相和同せんと欲し、九三・九四之れと二を競ふなり。五未だ二を得ず、故に志未だ二に和同せず、故に「先づ號び咷ふ」なり。

「而る後に笑ふ」とは、處ること尊位を得、戦はば必ず克勝す、故に「後に笑ふ」なり。

「大師克ちて相遇ぶ」とは、物をして自ら己れに歸らしむる能はず、其の剛直を用ひ、必ず大師を以て、三・四と戰ひ克ちて、乃て二と相遇ふを得るなり。此の爻は物象を假りて以て人事を明らかにす。

象曰、同人之先、以中直也。「大師相遇」、言相克也。

〔疏〕正義曰、「同人之先以中直」者、解「先號咷」之意。以其用中正剛直之道、物所未從、故「先號咷」也。但象略「號咷」之字、故直云「同人之先以中直」也。「大師相遇、言相克」者、釋「相遇」之義。所以必用大師、乃能相遇也。以其用大師、與二四相伐、而得克勝、乃與二相遇、故言「相克」也。

「力能相遇也」 阮校 閨・監・毛本同。宋本「力」作「乃」。◎單疏本・廣大本・足利八行本も「乃」字を作る。

象に曰はく、同人の先は、中直なるを以てなり。「大師 相遇ふ」は、相克つを言ふなり。

「疏」正義に曰はく、「同人の先は、中直なるを以てなり」とは、「先づ號び咲ふ」の意を解す。其の中正剛直の道を用ひ、物未だ從はざる所なるを以て、故に「先づ號び咲ふ」なり。但だ〈象〉は「號咲」の字を略す、故に直だ「同人の先は、中直なるを以てなり」と云ふ。

「大師 相遇ふは、相克つを言ふ」とは、「相遇ふ」の義を釋す。必ず大師を用ひて、乃て能く「相遇ふ」所以なり。其の大師を用ひ、三・四と相伐ちて克勝を得、乃て二と「相遇ふ」を以て、故に「相克つ」と言ふなり。

上九、同人于郊。无悔。

〔郊者、外之極也。處「同人」之時、最在於外、不獲同志、而遠於内爭。故雖无悔吝、亦未得其志。〕

〔疏〕「上九同人于郊无悔。」

○正義曰、「同人于郊」者、處同人之極、最在於外、雖欲「同人」、人必疏己、不獲所同、其志未得。然雖陽在于外、遠於内之爭訟、故无悔吝也。

○注「不獲同志」至「未得其志」。

○正義曰、「不獲同志」者、若彼此在内相同、則獲其同志意也。若己爲郊境之人、而與相同、人未親己、是「不獲同志」也。「遠于内爭」者、以外而同、不於室家之内、是「遠于内争」也。以遠内争、故无

悔吝。以在外郊、故未得志也。

上九、人に同じうするに郊に于いてす。悔无し。
〔「郊」は外の極なり。「同人」の時に處り、最も外に在りて、志を同じうするを獲ずして、内争に遠ざかる。故に悔吝无しと雖も、亦た未だ其の志を得ず。〕

〔疏〕「上九同人于郊无悔。」

○正義に曰はく、「人に同じうするに郊に于いてす」とは、〈同人〉の極に處り、最も外に在りて、「人に同じうせん」と欲すと雖も、人は必ず己れを疏んじ、同じうする所を獲ず、其の志は未だ得ず。然れども陽外に在りと雖も、内の争訟に遠ざかる、故に悔吝无きなり。

○注の「不獲同志」より「未得其志」に至るまで。

○正義に曰はく、「志を同じうするを獲ず」とは、若し彼れ此れ内に在りて相同じくせば、則ち其の志意を同じくするを獲るなり。若し己れ郊境の人爲りて、與に相同じくせば、人未だ己れに親しまず、是れ「志を同じうするを獲ざる」なり。

「内争に遠ざかる」とは、外にして同じうするを以てし、室家の内に於いてせず、是れ「内争に遠ざかる」なり。内争に遠ざかるを以て、故に悔吝无し。外郊に在るを以て、故に「未だ其の志を得ざる」なり。

象曰、「同人于郊」、志未得也。

〔凡處同人而不泰焉、則必用師矣。不能大通、則各私其黨而求利

焉。楚人亡弓、不能亡楚。愛國愈甚、益爲它災。是以同人不弘

剛健之爻、皆至用師也。」

「疏」「象曰同人于郊志未得也。」

正義曰、釋「同人于郊」之義。同人在郊境遠處、與人疏遠、和同之志、猶未得也。

○注「凡處同人」至「用師也」。

○正義曰、「凡處同人而不泰焉則必用師矣」者、王氏注意非止上九爻、乃總論同人一卦之義。去初上而言、二有同宗之吝、三有「伏戎」之禍、四有「不克」之困、五有「大師」之患、是處「同人」之世、无大通之志、則必用師矣。「楚人亡弓、不能亡楚。愛國愈甚、益爲它災」者、案孔子家語弟子好生篇云「楚昭王出游、亡烏號之弓。左右請求之。王曰、楚人亡弓、楚得之、又何求焉。孔子聞之曰、惜乎。其志不大也。不曰人亡之、人得之、何必楚也」。昭王名軫、哀六年、吳伐陳、楚救陳、在城父卒。此愛國而致它災也。引此者、證同人不弘皆至用師矣。

「楚得之」 閣校 宋本同。閩・監・毛本作「楚人得之」。○按今本家語有

「人」字。

「不曰人亡之」 閣校 宋本同。閩・監・毛本「之」作「弓」。○按今本家語作「弓」。

象に曰はく、「人に同じうするに郊に于いてす」るは、志未だ得ざればなり。

「凡そ〈同人〉に處りて泰^{やす}かならずんば、則ち必ず師を用ふ。大いに通ずる能はずんば、則ち各々其の黨に私して利を求む。楚

人弓を亡^{うしな}ひ、楚を亡^ふ能はず。國を愛すること愈^よ甚しければ、益^{ます}它災を爲す。是を以て〈同人〉は剛健の爻を弘めず、皆な師を用ふるに至るなり。」

「疏」「象曰同人于郊志未得也」。

正義曰、「人に同じうするに郊に于いてす」の義を釋す。人に同じうするに郊境の遠處に在り、人と疏遠にして、和同の志、猶ほ未だ得ざるなり。

○注の「凡處同人」より「用師也」に至るまで。

○正義に曰はく、「凡そ〈同人〉に處りて泰かならずんば、則ち必ず師を用ふ」とは、王氏の注の意は止に上九の一爻のみに非ず、乃ち〈同人〉一卦の義を總論す。初・上を去りて言はば、二に同宗の吝有り、三に「伏戎」の禍有り、四に「不克」の困有り、五に「大師」の患有有りは、是れ「同人」の世に處りて、大通の志无くんば、則ち必ず師を用ふるなり。

「楚人弓を亡ひ、楚を亡^ふ能はず。國を愛すること愈^よ甚しければ、益^{ます}它災を爲す」とは、案するに《孔子家語》弟子好生篇に云ふ、「楚の昭王出でて遊び、烏號の弓を亡ふ。左右之れを求めることを請ふ。王曰はく、楚人弓を亡ひ、楚之れを得んに、又た何ぞ焉^{これ}を求めるや、と。孔子之れを聞きて曰はく、惜いかな。其の志の大ならざるや。人之れを亡ひ、人之れを得んと曰はざること。何ぞ必ずしも楚のみならんや」と。昭王名は軫、哀六年に、吳陳を打ち、楚陳を救はんとし、城父に在りて卒す。此れ國を愛して它災を致すなり。此を引くは、人に同じうする」と弘からずんば、皆な師を用ふるに至るを證す。

乾下
離上 大有、元亨。

〔不大通、何由得大有乎。大有則必元亨矣。〕

〔疏〕正義曰、柔處尊位、羣陽並應、大能所有、故稱「大有」。既能「大有」、則其物大得亨通、故云「大有元亨」。

大有は、元いに亨る。

〔大いに通ぜんば、何に由りて大有を得んや。大有ならば則ち必ず元いに亨るなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、柔尊位に處り、羣陽並びに應じ、大いに能く有する所なり、故に「大有」と稱す。既に能く「大有」ならば、則ち其の物は大いに亨通するを得、故に「大有は元いに亨る」と云ふ。

彖曰、大有、柔得尊位大中、而上下應之、曰「大有」。

〔處尊以柔、居中以大、體无二陰以分其應、上下應之、靡所不納、
「大有」之義也。〕

〔疏〕正義曰、釋此卦稱「大有」之義。「大中」者、謂六五處大以中、柔處尊位、是其大也、居上卦之内、是其中也。

彖に曰はく、大有は、柔尊位を得、大中にして上下之間に應ずるを、大有と曰ふ。

〔尊に處るに柔を以てし、中に居るに大を以てし、體に二陰の以て其の應を分かつ無く、上下之間に應じ、納れざる所靡きは、

〔大有〕の義なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、此の卦に「大有」と稱する義を釋す。「大有」とは、六五大に處りて以て中し、柔尊位に處るは、是れ其の大なり、上卦の内に居るは、是れ其の「中」なるを謂ふ。

其德剛健而文明、應乎天而時行、是以「元亨」。

〔德應於天、則行不失時矣。剛健不滯、文明不犯、應天則大、時行無違、是以「元亨」。〕

〔疏〕「其德剛健」至「是以元亨」。

○正義曰、釋「元亨」之義。「剛健」謂乾也。「文明」謂離也。「應乎天而時行」者、褚氏・莊氏云、「六五應九二、九二在乾體、故云「應乎天」也。德應於天、則行不失時、以時而行、則萬物大得亨通、故云「是以元亨」。

○注「剛健不滯」至「是以元亨」。

○正義曰、「剛健不滯」者、剛健則物不擁滯也。「文明不犯」者、文理明粲、則不犯於物也。「應天則大」者、能應於天則盛大也。「時行無違」者、以時而行、物無違也。以有此諸事、故大通而「元亨」也。

〔六五應乾九二〕 閔・監
〔亦與五爲體〕 閔・監・毛本同。錢本・宋本作「九二在乾體」。
〔院校〕 閔・監・毛本同。錢本・宋本作「九二在乾體」。
〔院校〕 閔・監・毛本同。錢本・宋本作「九二在乾體」。
〔院校〕 閔・監・毛本無「乾」字。

上の二句を、單疏本・廣大本・足利八行本はともに「六五應九二、九二在乾體」に作る。これが正しい。

〔與時無違雖萬物皆得亨通〕 閔・監・毛本無作无。錢本・宋本作「以時而行則萬物大得亨通」。○單疏本・廣大本・足利八行本はともに「以

時而行則萬物大得亨通」に作る。これが正しい。

「文則明粲而不犯於物也」
 閔·監·毛本同。宋本「則」作「理」、「粲」而作「察則」。錢本亦作「察則」。◎單疏本·廣大本·足利八行本はともに「文理明粲則不犯於物也」に作る。これが正しい。

其の徳は剛健にして文明、天に應じて時に行く。是を以て「元いに亨る」。

〔德〕天に應すれば、則ち行は時を失はず。剛健にして滯らず、文明にして犯さず、天に應じ大に則り、時に行きて違ふ无く、是を以て「元いに亨る」。

〔疏〕「其徳剛健」より「是以元亨」に至るまで。

○正義に曰はく、「元亨」の義を釋す。「剛健」は「乾」を謂ふなり。

「文明」は「離」を謂ふなり。「天に應じて時に行く」とは、褚氏・

莊氏云ふ、「六五九二に應じ、九二は乾體に在り、故に『天に應ず』と云ふなり。德天に應すれば、則ち行は時を失はず、時を以て行けば、則ち萬物大いに亨通するを得、故に『是を以て元いに亨る』と云ふ」と。

○注の「剛健不滯」より「是以元亨」に至るまで。

○正義に曰はく、「剛健にして滯らず」とは、剛健なれば則ち物は擁滯せざるなり。「文明にして犯さず」とは、文理明粲「あきらかにかがやく」なれば、則ち物を犯さざるなり。「天に應じ大に則る」とは、能く天則の盛大に應ずるなり。「時にきて違ふ无し」とは、時を以てして行けば、物は違ふ无きなり。此の諸事有るを以て、故に大いに通じて「元いに亨る」なり。

象曰、火在天上、「大有」。君子以遏惡揚善、順天休命。

〔大有、包容之象也。故遏惡揚善、成物之美、順奉天德休物之命。〕
 閔·監·毛本同。岳本·宋本作「成物之美順夫天德休物之命」、古本·足利本與岳本同。唯「夫」作「奉」。一本無「奉」字。◎足利八行本は「成物之美順夫天德休物之命」に作る。これが正しい。なお疏文に従い、「奉」字に改める。

〔巽順含容之義也〕
 閔·監·毛本同。錢本·宋本「巽順」作「皆取」。

○單疏本·廣大本·足利八行本は「皆取」に作る。これが正しい。

〔火性炎上是照耀之物〕
 閔·監·毛本同。錢本·宋本作「火又在上火是照耀之物」。◎單疏本·廣大本·足利八行本も「火又在上火是照耀之物」に作る。これが正しい。

象に曰はく、火天上に在るは、「大有」なり。君子以て惡を遏め善を揚げ、天の休命に順ふ。

〔「大有」は包容の象なり。故に惡を遏め善を揚げ、物の美を成し、天德休物の命を順奉す。〕

〔疏〕正義に曰はく、「君子以て惡を遏め善を揚ぐ」とは、「大有」の包容の義なり。故に君子は之れに象り、亦た當に其の惡を包含・遏匿し、其の善を褒揚し、天德を順奉し、物の性命を休美すべし。

皆な含容の義を取るなり。「天在火下」と云はずして、「火在天上」と云ふは、天體は高明、火は又た上に在り、火は是れ照耀の物にして、天上に在るは、是れ光明の甚しきもの、照らさざる所無きも、亦た是れ包含の義、又た揚善の理爲ればなり。

初九、无交害。匪咎、難則无咎。

〔以夫剛健爲大有之始、不能履中、滿而不溢、術斯以往、後害必至。其欲匪咎、「難則无咎也」。〕

〔疏〕「初九」至「難則无咎」。

○正義曰、以夫剛健爲大有之始、不能履中謙退、雖无交切之害、久必有凶。其欲「匪咎」、能自難難其志、則得「无咎」、故云「无交害、匪咎、難則无咎」也。

○注「不能履中」至「无咎也」。

○正義曰、「不能履中、滿而不溢」者、以不在二位、是「不能履中」、在大有之初、是盈滿、身行剛健、是溢也、故云「不能履中、滿而不溢」也。

〔以不在二位〕 ◎阮刻本は「以」字を「初」字に作るが、單疏本・廣大

本・足利八行本に従い「以」字に改める。

〔注云不能履中滿而不溢也〕

〔阮校〕 閩・監・毛本同。錢本・宋本「注」作「故」、無「也」字。按「注」作「故」是也。

初九は、交の害无し。咎あるに匪^{あら}ず、難むときは則ち咎无し。

〔夫の剛健を以て〈大有〉の始と爲し、中を履む能はず、満つれ

ども溢れず、斯に術りて以て往かば、後に害必ず至る。其の「咎あるに匪ざる」とを欲し、「難むときは則ち咎无き」なり。」

〔疏〕「初九」より「難則无咎」に至るまで。

○正義に曰はく、夫の剛健を以て「大有」の始と爲り、中を履みて謙退する能はずんば、交切「緊迫」の害无しと雖も、久しうんば必ず凶有り。其の「咎あるに匪ざる」ことを欲し、能く自ら其の志を難難せば、則ち「咎无き」を得、故に「交」の害无し。咎あるに匪^{あら}ず、難^{なん}むときは則ち咎无し」と云ふなり。

○注の「不能履中」より「无咎也」に至るまで。

○正義に曰はく、「中を履む能はず、満つれども溢れず」とは、二位に在らざるは、是れ「中を履む能はず」、「大有」の初に在るは、是れ盈滿、身剛健を行ふは、是れ「溢」なるを以て、故に「中を履む能はず、満つれども溢れず」と云ふ。

象曰、大有初九、无交害也。

象に曰はく、〈大有〉の初九は、交の害无きなり。

九二、大車以載。

〔任重而不危。〕

〔疏〕「九二大車以載」。

○正義曰、「大車以載」者、體是剛健、而又居中、身被委任、其任重也。能堪受其任、不有傾危、猶若大車以載物也。此假外象以喻人事。

○注「任重而不危」。

○正義曰、釋「大車以載」之意。「大車」謂牛車也。載物既多、故云「任重」。車材彊壯、故不有傾危也。

九二は、大車以て載す。

〔任重けれども危ふからず。〕

○正義に曰はく、「大車以て載す」とは、體は是れ剛健にして、又

た中に居り、身は委任を被り、其の任は重きなり。能く其の任を受くるに堪え、傾危有らざること、猶ほ大車の以て物を載するが若きなり。此れ外象を假りて以て人事に喻ふ。

○注の「任重而不危」。

○正義に曰はく、「大車以て載す」の意を釋す。「大車」は牛車を謂ふなり。物を載すること既に多し、故に「任重し」と云ふ。車材

は彊壯なり、故に傾危有らざるなり。

有攸往、无咎。
〔健不違中、爲五所任、任重不危、致遠不泥、故可以往而「无咎」也。〕

〔疏〕正義曰、堪當重任、故「有所往无咎」者、以居失其位、嫌有凶咎、故云「无咎」也。

往く攸有りて、咎无し。

〔健にして中に違はずんば、五の任する所と爲るも、任重くして危ふからず、遠きを致して泥まず、故に以て往きて「咎无かるべきなり。」〕

〔疏〕正義に曰はく、重任に堪當す、故に「往く攸有りて、咎无し」とは、居其の位を失ひ、凶咎有るを嫌ふを以て、故に「咎无し」と云ふなり。

象曰、「大車以載」、積中不敗也。

〔疏〕正義曰、「積中不敗」者、釋「大車以載」之義。物既積聚、身有中和、堪受所積之物、聚在身上、不至於敗也。

〔堪受所積之物〕 ⑤阮刻本は「物」字を誤脱する。

〔不至乎敗也〕 ⑤阮刻本は「不」の上に「上」字を衍する。

象に曰はく、「大車以て載す」とは、中に積みて敗れざるなり。

〔疏〕正義に曰はく、「中に積みて敗れず」とは、「大車以て載す」の義を釋す。物既に積聚するも、身に中和有らば、積む所を受くるに堪え、聚りて身上に在るも、敗に至らざるなり。

九三、公用亨于天子、小人弗克。
〔處大有之時、居下體之極、乘剛健之上、而履得其位、與五同功、

威權之盛、莫此過焉。公用斯位、乃得通乎天子之道也。小人不克、害可待也。」

「疏」「九三」至「小人弗克」。

○正義曰、「公用亨于天子」者、九三處大有之時、居下體之極、乘剛健之上、履得其位、與五同功。五爲王位、三既與之同功、則威權之盛、莫盛於此、乃得通乎天子之道、故云「公用亨于天子」。「小人弗克」者、小人德劣、不能勝其位、必致禍害、故云「小人不克」也。

○注「與五同功」至「莫此過焉」。

○正義曰、「與五同功」者、繫辭云「三與五同功」、此云「與五同功」、謂五爲王位、三既能與之同功、則威權與五相似、故云「威權之盛、

莫此過焉」。

「三既能與五之同功」 阮校 蘆文弨云「五」衍文。◎單疏本・廣大本は

まさしく「五」字無し。盧說は是なり。

九三、公用天子を享す。小人は克はず。

「(大有)の時に處り、下體の極に居り、剛健の上に乗りて、履むこと其の位を得、五と功を同じくし、威權の盛、此に過ぐる莫し。公斯の位を用ひて、乃ち天子の道に通ずるを得るなり。」小人克はざるは、害待つべければなり。」

「疏」「九三」より「小人弗克」に至るまで。

○正義に曰はく、「公用天子を享す」とは、九三「(大有)」の時に處り、下體の極に居り、剛健の上に乗りて、履むこと其の位を得、五と功を同じくす。五は王位爲りて、三既に之れと功を同じくすれば、則ち威權の盛、此より盛んなる莫くして、乃ち天子の道に通ず

るを得、故に「公用天子を享す」と云ふ。

「小人は克はず」とは、小人の徳は劣り、其の位に勝ぶること能はず、必ず禍害を致す、故に「小人は克はず」と云ふなり。

○注の「與五同功」より「莫此過焉」に至るまで。

○正義に曰はく、「五と功を同じくす」とは、(繫辭)に「三と五と功を同じくす」と云ひ、此に「五と功を同じくす」と云ふは、五は王位爲りて、三既に能く之れと功を同じくするを謂へば、則ち威權は五と相似たり、故に「威權の盛、此に過ぐる莫し」と云ふ。

象曰、「公用亨于天子」、小人害也。

象に曰はく、「公用天子を享す」、小人は害あるなり。

九四、匪其彭、无咎。

「既失其位、而上近至尊之威、下比分權之臣、其爲懼也、可謂危矣。唯夫有聖知者、乃能免斯咎也。三雖至盛、五不可舍、能辯斯數、專心承五、常匪其旁、則「无咎」矣。旁謂三也。」

「疏」「九四匪其彭无咎」。

○正義曰、「匪其彭无咎」者、匪、非也。彭、旁也。謂九三在九四之旁、九四若能專心承五、非取其旁九四、言不用三也。如此乃得「无咎」也。既失其位、上近至尊之威、下比分權之臣、可謂危矣。能棄三歸五、得「无咎」也。

「非取其旁九四言不用三也」

阮校 蘆文弨云「九四」二字衍文。◎單疏

本・廣大本・足利八行本にも「九四」二字有り。

九四是、其の彭〔かたはら〕に匪〔あら〕ず、咎〔あら〕无し。

既に其の位を失ひて、上至尊の威に近く、下分權の臣に比せられ、其の懼〔あら〕爲るや、危ふしと謂ふべし。唯だ夫の聖知有る者にして、乃て能く斯〔はじめ〕の咎を免るるなり。三は至盛なりと雖も、五は舍くべからず、能く斯の數を辯じ、專心して五を承け、常に其の旁なるに匪〔あら〕ずんば、則ち「咎无き」なり。「旁」は三を謂ふなり。」

〔疏〕「九四匪其彭无咎」。

○正義に曰はく、「其の彭に匪〔あら〕ず、咎〔あら〕无し」とは、「匪〔あら〕」は非なり。

「彭」は旁なり。九三・九四の旁に在るを謂ふ。九四若し能く專心して五を承け、其の旁九四を取るに非ざるは、三を用ひざるを言ふなり。此の如くにして、乃て「咎无き」を得るなり。既に其の位を失ひ、上至尊の威に近く、下分權の臣に比せらるるは、危ふしと謂ふべし。能く三を棄てて五に歸すれば、「咎无き」を得るなり。

象曰、「匪其彭、无咎」、明辯哲也。

〔明〕猶才也。」

〔疏〕正義曰、「明辯哲也」者、釋「匪其彭无咎」之義。明猶才也。九四所以能去其旁之九三者、由九四才性辯而澈知、能斟酌事宜、故云「明辯哲」也。

象に曰はく、「其の彭に匪〔あら〕ず、咎〔あら〕无し」とは、明は辯哲なり。

〔明〕は猶ほ才のごときなり。」

〔疏〕正義に曰はく、「明は辯哲なり」とは、「其の彭に匪〔あら〕ず、咎〔あら〕无し」の義を釋す。「明」は猶ほ才のごときなり。九四の能く其の旁の九三を去る所以は、九四の才性辯にして哲知、能く事宜を斟酌するに由る、故に「明は辯哲」と云ふなり。

六五、厥孚交如、威如、吉。

〔居尊以柔、處大以中、无私於物、上下應之、信以發志、故其孚交如也。夫不私於物、物亦公焉。不疑於物、物亦誠焉。既公且信、何難何備。不言而教行、何爲而不威如。爲〔大有〕之主、而不以此道、吉可得乎。〕

〔疏〕正義曰、「六五、厥孚交如」者、「厥」、其也。「孚」、信也。「交」謂交接也。「如」、語辭也。六五居尊以柔、處大以中、无私于物、上下應之、故其誠信、物來交接、故云「厥孚交如」也。「威如吉」者、威、畏也。既誠且信、不言而教行、所爲之處、人皆畏敬、故云「威如」。以用此道、故得吉也。

六五は、厥の孚ありて交如たり威如たるときは、吉なり。

〔尊に居るに柔を以てし、大に處るに中を以てし、物に私する无く、上下之れに應じ、信ありて以て志を發す、故に「其の孚」ありて交如たる」なり。夫れ物に私せんば、物も亦た焉を公にす。物を疑はずんば、物も亦た焉に誠あり。既に公にして且

つ信あらば、何を難しとし何に備へんや。言はずして教へ行はれ、何を爲して威如たらざらん。〈大有〉の主と爲りて、此の道を以てせんば、吉得べけんや。」

「疏」正義に曰はく、「六五は、厥の孚ありて交如たり」とは、「厥」は其なり。「孚」は信なり。「交」は交接を謂ふなり。「如」は語辭なり。六五尊に居るに柔を以てし、大に處るに中を以てし、物に私する无く、上下之れに應す、故に其の誠信あり、物來たりて交接す、故に「厥の孚ありて交如たり」と云ふなり。

「威如たるときは、吉」とは、「威」は畏なり。既に誠ありて且つ信あり、言はずして教へ行はれ、爲むる所の處、人皆な畏敬す、故に「威如」と云ふなり。此の道を用ふるを以て、故に「吉」を得るなり。

象曰、「厥孚交如」、信以發志也。「威如」之吉、易而无備也。

「疏」正義曰、「信以發志」者、釋「厥孚交如」之義。由己誠信、發起其志、故上下應之、與之交接也。「威如之吉、易而无備」者、釋「威如之吉」之義。所以威如得吉者、以己不私於物、唯行簡易、无所防備、物自畏之、故云「易而无備」也。

「與之交接也」

○阮校「補」案「夾」當「交」字之譌。毛本正作「交」。

◎單疏本廣大本・足利八行本もまさしく「交」字を作る。

象に曰はく、「厥の孚ありて交如たり」とは、信ありて以て志を發するなり。「威如」の吉なるは、易くして備ふる无ければなり。

「疏」正義に曰はく、「信ありて以て志を發す」とは、「厥の孚ありて交如たり」の義を釋す。己れの誠信ありて、其の志を發起するに由り、故に上下之れに應じ、之れと交接するなり。

「威如の吉なるは、易くして備ふる无ければなり」とは、「威如の吉」の義を釋す。「威如」にして「吉」を得る所以は、己れ物を私せず、唯だ簡易を行ふのみにて、防備する所无きも、物自ら之れを畏るるを以て、故に「易くして備ふる无し」と云ふなり。

上九、自天佑之、吉无不利。

○正義曰、「大有豐富之世也。處大有之上、而不累於位、志尚乎賢者也。餘爻皆乘剛、而已獨乘柔順也。五爲信德、而已履焉、履信之謂也。雖不能體柔、而以剛乘柔、思順之義也。居豐有之世、而不以物累其心、高尚其志、尚賢者也。爻有三德、盡夫助道、故繫辭具焉。」

「疏」「上九」至「无不利」。

○正義曰、釋所以「大有」。上九而得吉者、以有三德、從天已下、悉皆佑之、故云「自天佑之」。

○注「不累于位」至「盡夫助道」。

○正義曰、「不累於位、志尚乎賢」者、既居豐富之時、應須以富有爲累也。既居无位之地、不以富有榮心、是不繫累於位。既能清靜高潔、是慕尚賢之行也。「爻有三德」者、「五爲信德、而已履焉、履信之謂」、是一也。「以剛乘柔、思順之義」、是二也。「不以物累於心、高尚其志、尚賢者」、是三也。「爻有三德、盡夫助道」者、天尚佑之、則无

物不佑、故云「盡夫助道」也。

「履信之謂也」 阮校 岳本・閻・監・毛本同。集解「之謂」二字作「者」。

「居豈有之世」 阮校 岳本・閻・監・毛本同。集解「有」作「富」、「世」

作「代」。

「而不以物累其心」 阮校 集解作「物不累心」。

「是慕尚賢之行也」 ◎阮刻本「之」字を「人」字に誤刻する。

上九は、天より之れを佑ぐ。吉にして利あらざる无し。

「（大有）は豊富の世なり。〈大有〉の上に處りて、而も位に累はされず、志賢者を尚ぶなり。餘爻は皆な剛に乗るも、而も己れ獨り柔に乗るは順なり。五は信徳爲りて、己焉を履むは、信を履むを之れ謂ふなり。柔を體すること能はずと雖も、而も剛を以て柔に乗るは、順を思ふの義なり。豊有の世に居りて、而も物を以て其の心を累はさず、其の志を高尚にするは、賢者を尚ぶなり。爻に三徳に有りて、夫の助道を盡くす、故に辭を繫けて焉に具ふるなり。」

〔疏〕「上九」至「无不利」。

○正義曰はく、〈大有〉なる所以を釋す。上九にして「吉」を得るは、三徳有りて、天より己下、悉皆く之れを佑ぐるを以て、故に「天より之れを佑ぐ」と云ふ。

○注の「不累于位」より「盡夫助道」に至るまで。

○正義に曰はく、「位に累はされず、志賢者を尚ぶ」とは、既に豊富の時に居れば、應須に富有を以て累と爲すべし。既に无位の地に居るも、富有を以て心を繁かれてざるは、是れ位に繁累せられず。既

に能く清靜高潔なるは、是れ賢を慕尚するの行なり。

「爻に三徳に有り」とは、「五は信徳爲りて、己焉を履むは、信を履むを之れ謂ふ」、是れ一なり。「剛を以て柔に乗るは、順を思ふの義なり」、是れ二なり。「物を以て其の心を累はさず、其の志を高尚にするは、賢者を尚ぶなり」、是れ三なり。「爻に三徳に有りて、夫の助道を盡くす」とは、天すら尚ほ之れを佑くれば、則ち物として佑けざるもの无し、故に「夫の助道を盡くす」と云ふなり。

象曰、大有上吉、自天佑也。

象に曰はく、〈大有〉の上の吉なるは、天より佑くればなり。